

函館市有料老人ホーム検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「施設」という。）の運営の水準を確保するとともに、入居者の保護を図ることを目的として実施する検査に関して必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類および方法)

第2条 検査の種類は、書面審査および実地検査とする。

2 書面審査は、函館市有料老人ホーム設置運営手続要領第8条に基づき提出された書面により、毎年適宜実施する。

3 実地検査は、施設において実地で実施する。

(1) 新規届出施設は開設後1年以内実施するものとし、検査の結果、法令・規則等の違反により運営に著しく適正を欠く場合は、改善報告後、確認検査を実施するものとする。

(2) 新規届出以外の施設は3年に1回実施するものとし、検査の結果、法令・規則等の違反により運営に著しく適正を欠く場合は、改善報告後、確認検査を実施するものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、通報などにより検査が必要と認められる場合は、随時実施するものとする。

(検査実施の通知)

第3条 実地検査の実施に当たっては、実施期日、検査担当職員、その他必要な事項を検査対象の施設に対し事前に通知し、施設長ほか関係職員の出席を求めるものとする。また、通知に併せ「検査日当日の入居者等の状況」および「有料老人ホーム実地検査指導調書」（以下「調書等」という。）を送付し、事前に提出させるものとする。

(検査方法)

第4条 実地検査は、2名以上の職員（うち1名は主査職以上）により実施することを原則とする。

2 実地検査は、調書等に基づく各項目について、施設長ほか関係職員から状況を聴取するとともに、関係書類および施設状況を確認し実施するものとする。

（検査結果の通知）

第5条 検査終了後、法令等に違反またはその運営に著しく適正を欠くと認められ、特に改善を要する事項については文書指導とし、後日、文書により指導内容の通知を行うものとする。

なお、文書指導以外の改善を要する事項については、口頭指導とする。

2 文書指導とした事項については、改善方法について文書により報告を求めるものとする。

（改善命令）

第6条 文書指導とした事項について、度重なる指導にも関わらず改善されないときは、その事情を十分検証した上で、必要な場合は、老人福祉法第29条第15項の規定に基づき改善に必要な措置をとるべきことを命じるなど厳正に対処するものとする。

（事業の制限または停止命令）

第7条 再三の指導に従わず、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、その事業の制限または停止を命ずるものとする。

（公示）

第8条 前2条の規定による命令をした場合は、その旨を法第29条第17項の規定に基づき公示する。

（他の検査等との連携）

第9条 必要に応じて、他の検査等（介護保険法に基づく指導監査等）と
合同で実地検査を実施することができるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。